

質の高い審査を実現するための取組 (商標審査)

平成26年9月10日

目次

I. 商標審査を取り巻く環境	1
1. 出願及び審査処理の状況	1
(1) 商標登録出願件数と国際商標登録出願件数の推移	
(2) 審査処理件数	
2. 審査の質についての現況分析	2
(1) ユーザー評価に基づく質の把握	
(2) 商標審査部門における取組に基づく質の把握	
II. 質の高い審査を実現するための取組の現況	5
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備	5
(1) 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	
(2) 審査及び品質管理の手続の明確性	
(3) 外部への公表及び職員への周知状況	
2. 質の高い審査を実現するための体制	7
(1) 審査実施体制	
(2) 品質管理体制	
3. 品質向上のための取組	9
(1) 管理職による拒絶理由通知等のチェック（決裁）	
(2) 審査官用チェックシートの活用	
(3) 審査官・管理職間の知識共有・意見交換（協議）	
(4) 面接・電話対応	
(5) 品質関連情報の提供	
(6) 能力向上のための研修の実施	
4. 品質検証のための取組	12
(1) 発送前案件のサンプルチェック	
(2) ユーザー評価調査・意見交換	
(3) 審判決との判断相違の確認	

質の高い審査を実現するための取組（商標審査）

I. 商標審査を取り巻く環境

1. 出願及び審査処理の状況

（1） 商標登録出願件数と国際商標登録出願¹件数の推移

我が国への商標登録出願件数は、毎年 11 万件前後で推移しており、2011 年は東日本大震災の影響により大きく減少したが、その後は回復して、2013 年には 117,674 件（2012 年は 119,010 件）であった（図 1 参照）。なお、商標登録出願件数のうち、我が国特許庁を指定国官庁とした国際商標登録出願の件数は、増加傾向を示しており、2013 年は前年比 16.2%増の 13,696 件であった（図 1 参照）。



【図 1】 商標登録出願件数の推移

（2） 審査処理件数

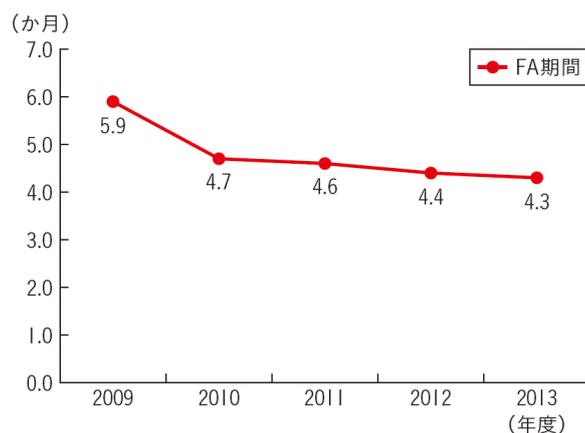
2013 年における商標審査の一次審査件数（FA 件数）は、2012 年より 3.5%増加した 121,254 件となり、FA 件数が出願件数を上回った。また、2013 年の登録査定件数は、前年比 6.8%増の 106,885 件となった（図 2 参照）。

¹ マドリッド協定議定書に基づく国際出願。一つの国における基礎出願・登録に基づき、国際事務局を通じて国際登録をすることにより、出願人が指定した加盟国に一つの手続で出願することが可能な国際的な商標出願制度。



【図2】商標審査のFA件数及び登録査定件数の推移

出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は、引き続き短縮しており、2013年度末には、2012年度よりも0.1ヶ月短い、4.3か月となっており、2013年度に特許庁が達成すべき目標である、4.8ヶ月を切り、目標を達成した（図3参照）。



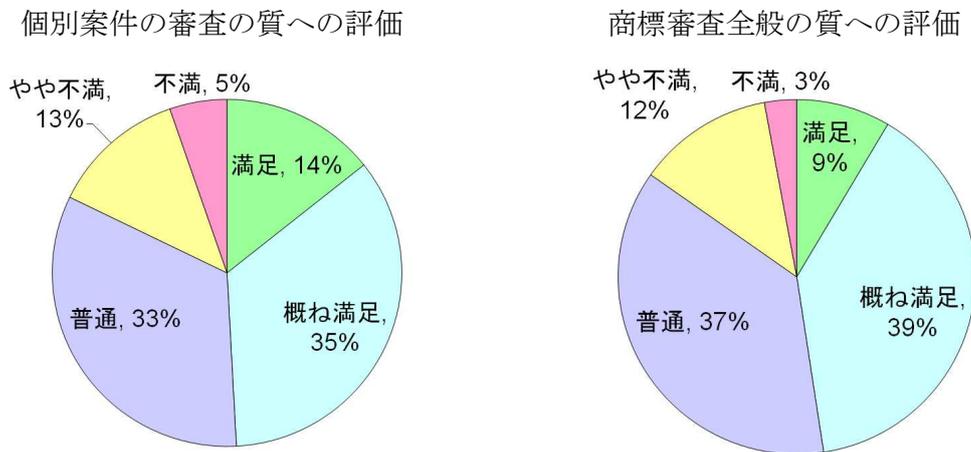
【図3】一次審査通知までの期間の推移

2. 審査の質についての現況分析（評価項目案⑧関係）

（1）ユーザー評価に基づく質の把握

商標審査部門では、平成25年度に「商標登録出願の個別案件審査結果についてのアンケート」（以下、「アンケート」という。）を実施した。具体的な案件の審査内容（審査の判断や起案文書の記載等）について、ユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて、改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザー評価を収集し分析を行った。また、併せて商標審査の質全般についてのユーザー評価も収集した。その結果、個別案件の審査の質への評価に関して「普通」以上の評価の占める割合は82%であり、最近の商標審査全般の質への評価に関して

「普通」以上の評価の占める割合は85%であったことから、商標審査の質に関しては、ユーザーから一定の評価を受けている（図4参照）。なお、アンケートは、一定期間内に商標審査官が登録査定又は拒絶査定した案件（拒絶理由が通知されずに登録査定になった案件を除く）のうち、大・中小企業及び外国企業の出願から抽出して実施したものである。



注) 即登録案件や個人からの出願案件は対象外

【図4】ユーザーからの審査の質への評価

しかしながら、以下のような点が課題として認識されている。

- 判断のばらつきの観点では、商標の識別性に関する判断や、指定商品・役務に関する判断のばらつきを指摘する意見が多かった。
- 特許庁から出願人等に送付する通知書等に関して、拒絶理由通知書の記載内容に関する指摘の割合が相対的に高く、次に拒絶査定に関する指摘が続いている。拒絶理由通知書の記載内容については、文章の分かりやすさに対して指摘する意見が多く、また、拒絶査定の記載内容については、出願人の主張に対する応答の記載に対して指摘する意見が多かった。
- 審査官とのコミュニケーションについて、否定的な意見は多くないが、今後も出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感のある審査を行うために、積極的に活用していくことが求められる。

（2）商標審査部門における取組に基づく質の把握

商標審査部門においては、出願された商標の認定、指定商品・役務に関する調査・判断、登録要件に関する調査・判断、不登録事由に関する調査・判断、及び拒絶理由通知等の起案といった各審査プロセスについて、判断のばらつき、通知文書の記載に関するばらつきの状況等の質の把握に努めている。各審査プロセスの質の把握のための取組としては、次のようなものがある。

- 管理職による拒絶理由通知等のチェック（決裁）

- 審査官・管理職間の知識共有・意見交換（協議）
- 発送前案件のサンプルチェック
- 審判決との判断相違の確認、等

商標審査部門では、こうした取組を通じ、個別案件の質やばらつき状況の把握に努めている。なお、昨年度実施したサンプルチェックにおいては、以下のような課題が認められた。

- 指定商品・役務に関する調査・判断については、拒絶理由を解消するための補正案の提示について改善することが望ましい事例が確認された。指定商品・役務を補正することによって登録が可能な案件については、補正案を提示することが望ましいが、審査官間でのばらつきが見受けられた。
- 登録要件に関する調査・判断については、証拠の記載を改善することが望ましい拒絶理由通知書が見受けられた。
- 不登録事由に関する調査・判断については、本願商標と引用商標の類否の判断根拠の記載について改善することが望ましい拒絶査定が見受けられた。類否の根拠については、外観・称呼・観念の各要素について記載することが望ましいが、審査官間でのばらつきが見受けられた。

Ⅱ. 質の高い審査を実現するための取組の現況

1. 質の高い審査を実現するための方針・手続の整備

(1) 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況 (評価項目案①関係)

① 「品質ポリシー」

適切な審査及び権利付与を行うことにより、ブランドの保護・育成、及び、消費活動の円滑化へ貢献するべく、品質管理の基本原則となる「商標審査に関する品質ポリシー」(以下、単に「品質ポリシー」という。参考資料 5-1 参照。)を平成 26 年 8 月に策定し、これを公表した。

② 「品質マニュアル」

商標審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に、「商標審査の品質管理に関するマニュアル」(以下、単に「品質マニュアル」という。)を、平成 26 年度中に策定、公表する予定である。「品質マニュアル」は、各部署・職員の責任・権限を明確にし、品質マネジメントの実施体制の全体像、及び、商標審査の質の維持・向上のための取組について、相互関係を含めて明確に文書化するものである。

③ 特許庁が達成すべき目標

中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づいて、経済産業大臣が定める特許庁が達成すべき目標として、平成 26 年度は、新たに「審査の質の向上」に関する評価項目の達成度が追加された。

平成 26 年度に特許庁が達成すべき目標について

…また、従来は、目標とされていなかった審査の質についても、その更なる向上のため、達成すべき目標を外部委員会で定める。…

3. 商標

① 審査期間

<略>

② 審査の質

商標審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成 26 年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

④ 商標審査の取組の品質管理関連施策

商標審査部門においては、今年度より、品質管理関連の取組について、年間作業計画として当該年度の取組の全体概要や具体的な施策をとりまとめている。

(2) 審査及び品質管理の手続の明確性 (評価項目案②関係)

①商標審査の手続の明確性

商標審査の手続については、平成 26 年度中に、「審査の進め方」として文書化する予定である。「審査の進め方」では、審査手順を「本願の理解と認定」、「指定商品・指定役務に関する調査・判断」、「登録要件に関する調査・判断」、「不登録事由に関する調査・判断」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出されたとき」及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項を規定する予定である。

②品質管理の手続の明確性

品質管理システム（品質管理及びその実行体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及び審査業務部長が、これに対して責任を負うことを明記する予定である。また、「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当について記載され、手順及び担当の詳細については、参照すべき文書が記載される。

品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び参照すべき文書の記載に基づいて、実施される予定である。

(3) 外部への公表及び職員への周知状況 (評価項目案③関係)

「品質ポリシー」は、平成 26 年 8 月に策定し、商標審査官に周知を行うとともに、同月に特許庁ホームページを通じて公表した。また、今後パンフレットを作成して全商標審査官に配付し、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換の場において配布する予定である。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表するとともに、国際会議の場でパンフレットを配付することにより外部に対して周知を図っていく予定である。

「品質マニュアル」は、平成 26 年度中に策定、公表する予定であるところ、商標審査官に対して周知を行い、追って特許庁ホームページを通じて公表する予定である。さらに、英訳版についても作成し、同様に特許庁ホームページを通じて公表する予定である。

商標審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、以下の研修等において、「品質ポリシー」の内容や、品質管理体制、審査の質の維持・向上に向けた取組について扱う研修を、審査官に向けて実施している。

- ・ 審査官補コース研修（新人対象、26 年度から）
- ・ 審査官コース研修（審査官補対象、26 年度から）
- ・ 審査応用能力研修（1 年以上経験の審査官対象、26 年度から）
- ・ マネジメント能力研修（新任上席審査官対象、26 年度から、年 2 回）

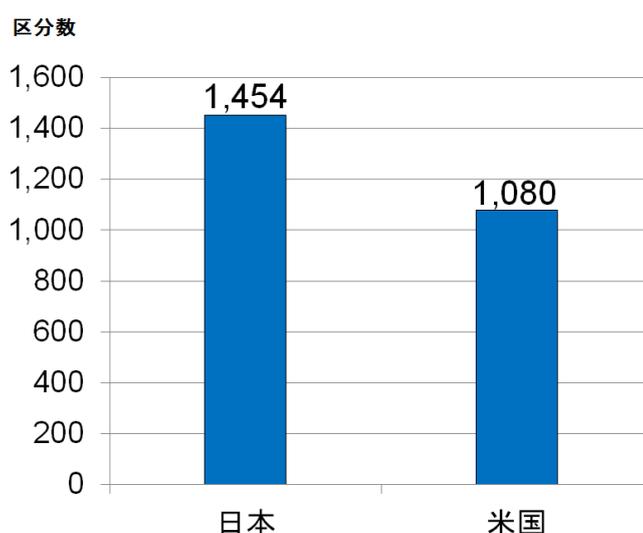
2. 質の高い審査を実現するための体制

(1) 審査実施体制（評価項目案④関係）

①商標審査部門の組織体制・人員配置

審査業務部の下に、国内商標出願について審査を行う審査室が、ニース国際分類の区分に応じて6つ設けられ、また、国際商標登録出願の審査を行う審査室が1つ設けられている。各審査室においては、審査長、審査監理官又は審査室長をヘッドに、上席総括審査官、主任上席審査官又は先任上席審査官が筆頭審査官として、各審査室内において品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。さらに各審査室における審査官は、ニース国際分類の区分に応じてグループ分けがされており、約140名の審査官が配置されている。

商標審査部門においては、これまでの間、迅速かつ的確な審査を行うため、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図ってきたところ、現状においては、審査官1人当たりの審査処理区分数で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較して、約1.4倍の審査を行っており（図5参照）、既に相当程度の効率化が図られている。



【図5】 審査官1人当たりの審査処理区分数

(日本は2013年(2014年版年報)、米国は2013年度の数值(Annual Report FY2013))

②審査官の資格及び能力担保の仕組み

商標審査官は、人事院が実施する国家公務員採用一般職試験の合格者から採用され、その資格は、商標法第17条において特許法第47条第2項の規定を準用し、商標法施行令第3条第2項において特許法施行令第3章の規定を準用して定められている。規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の試験

に合格する必要がある。

審査官任用後も、産業財産権に関する国際動向の修得や審査実務に関する事例研究を行う応用能力研修や、3.(6)欄に記載の研修の受講等の機会が設けられる。

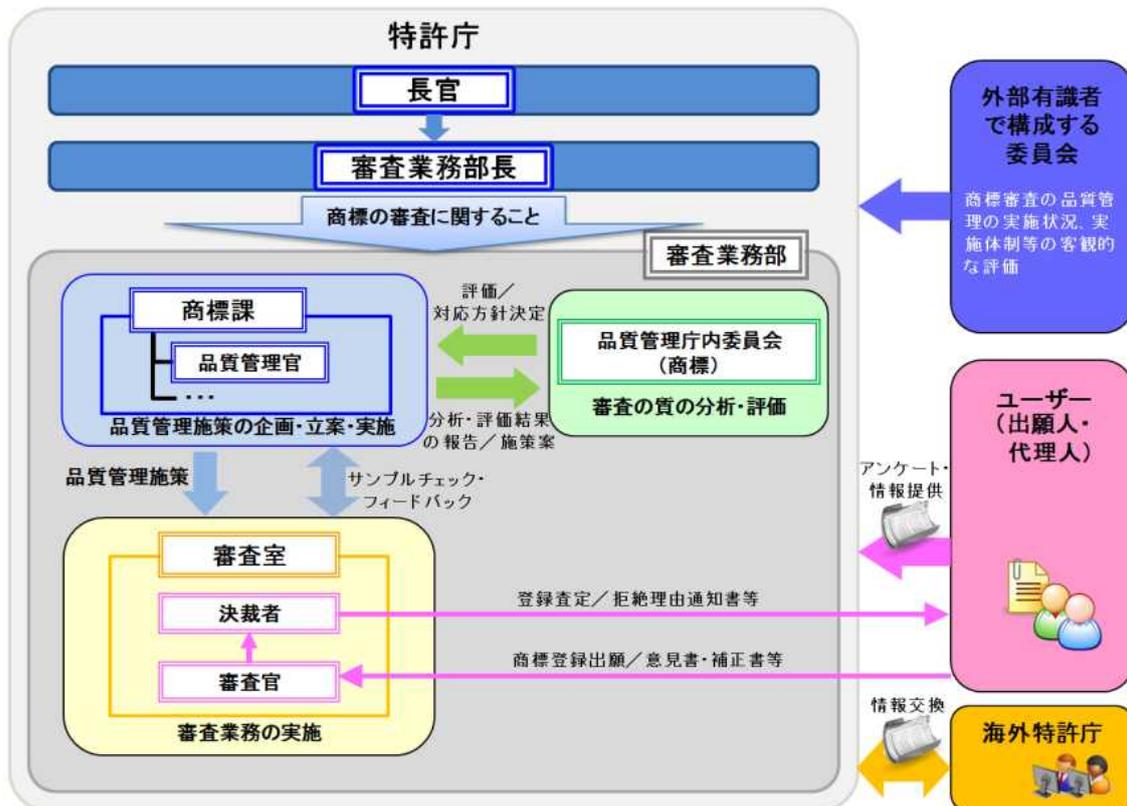
また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年1回実施される能力評価において、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。

(2) 品質管理体制 (評価項目案⑤関係)

① 商標審査室

商標審査の品質管理システム(図6参照)は、特許庁長官及び商標審査に関する所掌事務をつかさどる審査業務部長が、その整備と実施に対して責任を負う。

商標審査は、審査官が、各審査室に置かれた審査長、審査監理官又は審査室長(以下、「審査長等」という。)のマネジメントの下、分掌された商品・役務の分野について行っている。各審査室は、商標課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する商品・役務分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。



【図6】品質管理システムの全体像

② 品質管理庁内委員会（商標）

審査業務部内には、商標審査の質について評価し、質の維持・向上に関する改善施策の方針決定の役割を担う、各審査室の審査長等がメンバーとなる庁内委員会が設置されている。当該委員会は、サンプルチェック結果、ユーザー評価調査結果、審判決との判断相違の分析結果等の収集された審査の質に関するデータの報告を受け、商標課品質管理官が企画・立案する各種施策について助言を行い、方針の決定を行う。

当該委員会は、審査業務部長を委員長とし、商標課長をはじめとする審査長等を委員に、合計 17 名で構成され、事務局は、商標課品質管理官が担当する。

③ 品質管理官

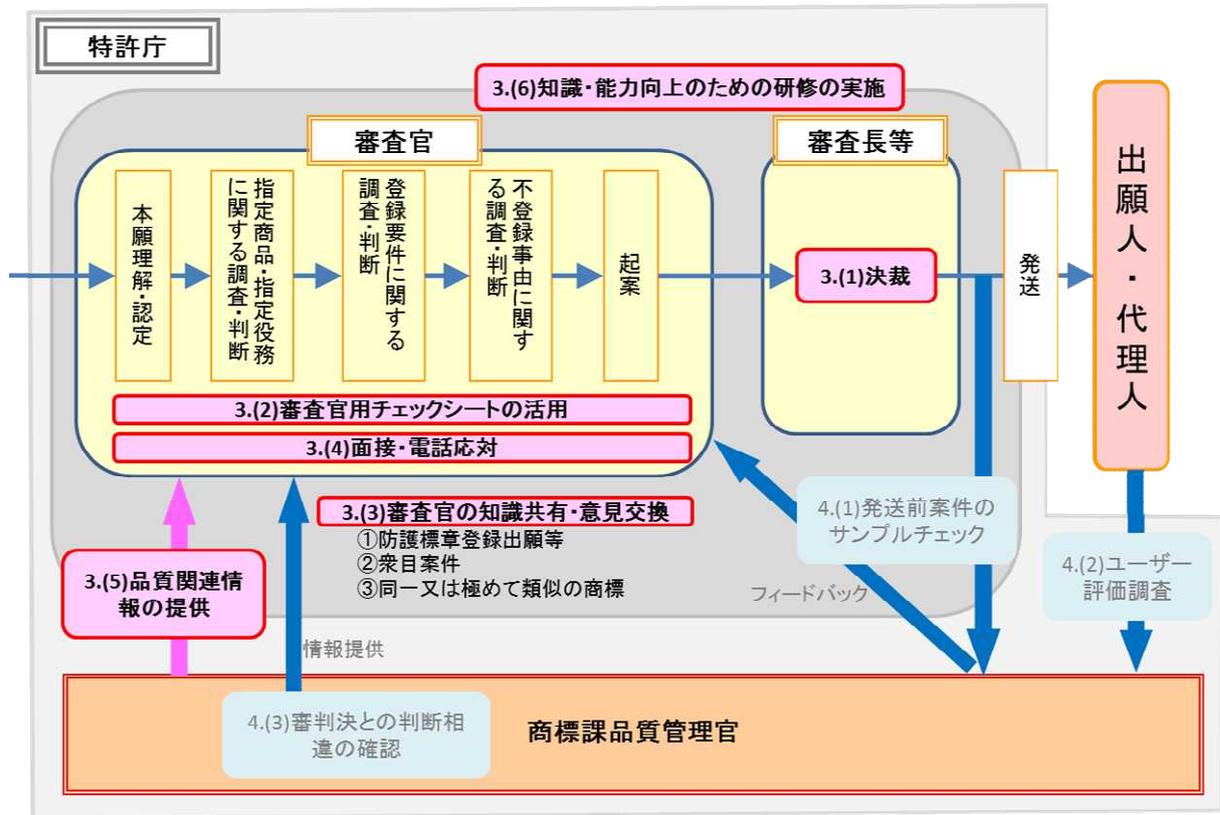
商標課に所属する品質管理官は、商標審査の品質管理に関する事務を行っており、例えば、サンプルチェック、ユーザー評価調査、審判決との判断相違の確認といった品質関連施策の企画・立案・実施を行う。また、審査の質に関する各種データ収集等、品質管理庁内委員会の事務局の役割を担う。

品質管理官は、管理職を含む 3 名の職員（専任 1 名、兼任 2 名）が選任され、各種品質関連施策の企画・立案・実施を行っている。また、2 名の商標審査調査員が、データの集計や書類の作成等、品質管理官を支援する業務を行っている。

3. 品質向上のための取組（評価項目案⑥関係）

商標審査は、本願内容の理解及び商標の認定、指定商品・指定役務の調査・判断、登録要件の調査・判断、不登録事由の調査・判断、起案の順に行われ、起案書については、審査長等による実体的・形式的チェック（決裁）を経て、出願人に発送される。

商標審査業務においては、図 7 の 3. (1) から 3. (6) に示すような、質の向上に向けた取組を実施している。以下、各取組について説明する。



【図 7】 商標審査業務の質の向上に向けた取組の全体像

(1) 管理職による拒絶理由通知等のチェック（決裁）

審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成（商標審査における「起案」）した場合、審査官が所属する審査室の管理職である審査長等が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた商標審査の実体的・形式的チェック（商標審査における「決裁」）を全件について行っている。

決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、必要な手続を経ているかについて、後述の「審査官用チェックシート」等を活用して確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う。

(2) 審査官用チェックシートの活用

品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供している。審査官は、全ての案件の審査時に「審査官用チェックシート」に沿って審査を実施すると共に、「審査官用チェックシート」を起案と共に決裁者に提出する。審査官にとっては、審査段階において典型的なミス回避することができ、また、決裁者にとっては、審査が適正なプロセスを経て実施されたかにつきチェックすることを容易にするものである。

なお、「審査官用チェックシート」の項目は、品質管理の各取組の結果を基に、随

時適切な内容に更新する。

（３）審査官・管理職間の知識共有・意見交換（協議）

審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な判断を行うため、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して調査・判断について検討を行う協議を実施している。

協議は、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、審査の質の向上の観点から、所定の条件を満たす案件については必ず行うこととしているものがある。

協議を必ず行うこととしている案件は、①防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件²、②特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件（世間の衆目を集める可能性がある案件（以下、単に「衆目案件」という。））及び③共に審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件、の3つがある。

①については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、平成 25 年度は出願された 470 件の全件について協議を行った。②については、商標課及び審査長等から構成される衆目案件検討会において、当該衆目案件の審査処理方針について検討・協議を行うものであり、平成 26 年上半期は 234 件の協議を行った。③については、各案件の担当審査官間で、随時協議を行っている。

（４）面接・電話対応

審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感の高い審査を行うことに通じることから、積極的に活用していくことが必要である。

従前は迅速な審査に資さない場合は受諾しないとしていた代理人等からの面接要請について、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとして、面接ガイドラインの改訂を予定している。

面接や電話対応の件数自体は、審査の質の維持・向上に直接通じるものではないが、ブランド戦略等出願人の意図に沿った権利の付与に資するべく、平成 26 年度は面接審査を積極的に行うこととしている。

² 防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品（役務）と類似しない商品（役務）について使用すると当該商標権者の取扱う商品（役務）であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品（役務）について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め（第 64 条）、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品（役務）にまで拡大することとした制度。すなわち、著名な登録商標について予め商品（役務）の出所の混同を生ずる範囲を明確にしておいて、他人が商標登録を受ける危険を防止し、もし使用した場合には商標権侵害とみなして迅速な救済を図ろうとするもの。

(5) 品質関連情報の収集・提供

商標課品質管理官は、以下の品質関連情報を収集し、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署と連携しながら、商標審査の質の維持・向上のための施策に反映させている。また、各審査室においては、品質関連情報を活用することにより、商標審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

①審査に関する統計データ

商標課品質管理官は、審査官毎の即登録率³や根拠条文毎の拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを収集し、提供している。所属する審査室及び商標審査部門の統計データと比較することで、自らの審査の傾向を把握することを可能にしている。

②審判に関する統計データ

審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、商標課品質管理官は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、商標審査室に提供している。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を通知し、審決等の確認を促している。

(6) 能力向上のための研修の実施

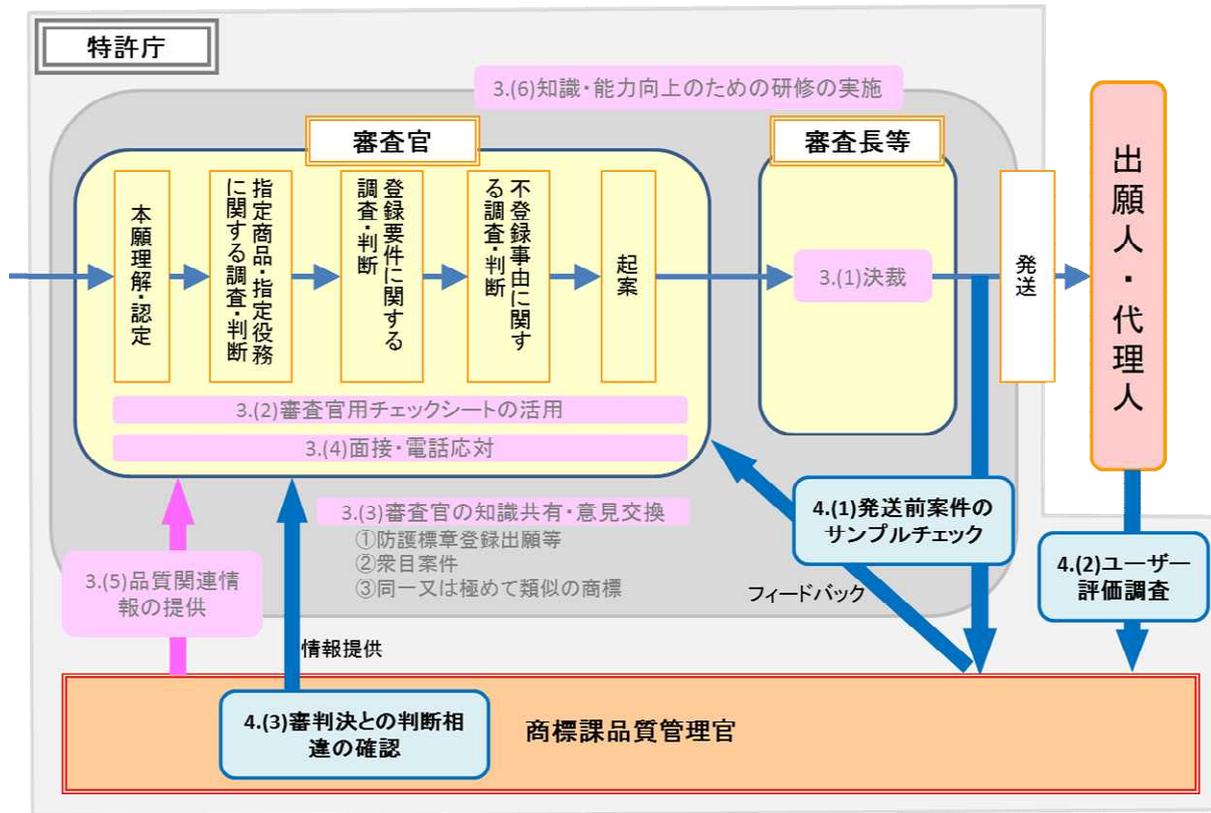
商標審査の質の向上のためには、商標審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。商標審査に関わる職員一人一人は、日々の自己研鑽に励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。

商標審査部門では、Ⅱ. 2. (1) ②欄に記載した能力評価の結果等も活用しつつ、審査官等を対象として、「法律・審査基準に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力及び情報発信能力」、及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修の受講等の機会が提供されている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供されている。

4. 品質検証のための取組 (評価項目案⑦関係)

商標審査業務においては、審査の質の向上に向けた取組に加えて、図8の4.(1)から4.(3)に示すような、質の検証のための取組を実施している。以下、各取組について説明する。

³ 査定件数に占める拒絶理由が通知されずに登録査定となった件数の割合。



【図 8】 商標審査業務の質の検証のための取組の全体像

(1) 発送前案件のサンプルチェック

発送前案件のサンプルチェックは、審査室横断的な組織である商標課の品質管理官が、①一から審査を行うこと（再審査）によるチェック（再審査サンプルチェック）と、②審査官の審査結果を基にしたチェック（基礎的サンプルチェック）の2種類を実施する。再審査サンプルチェックは、判断の適切性のみならず、起案内容についての適切性（論理構成や証拠の開示方法等）についての詳細な確認も行う。

発送前の案件のチェックを行うことは、審査室間のバラツキの状況を把握し、修正すべき起案書の是正などを担当審査官にフィードバックすることによって、各審査室における品質管理を支援するとともに、各審査室における決裁の状況についても把握することを目的としている。

サンプルチェックの対象案件は、一定期間内に査定がなされた案件全件であり、実際のチェック案件は、対象案件から無作為に抽出する。

(2) ユーザー評価調査・意見交換

今年度についても、昨年度実施したアンケート（I. 2. (1) 参照）同様、具体的な案件の審査内容（審査の判断や起案文書の記載等）及び商標審査の質全般について、ユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて、改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザー評価の収集・分析を行う。

今年度に関しては、昨年度とほぼ同様の約 200 者を調査対象者とする予定だが、その内訳を、出願人については、2013 年における国内出願件数が多い約 180 者、代理人については、外国出願人として国内出願件数が多い約 20 者の代理人を対象とし、2013 年に最終処分が発送された出願から、1 者につき 1 件を抽出し、調査対象案件とする予定である。

また、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を行っている。当該意見交換において、商標審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

さらに、意見交換等の機会を通じ、商標審査の質に問題があったと思われる個別出願についての情報提供を受け、当該情報を審査の質を向上させるための施策を検討するために活用する。

加えて、知財関連団体や代理人団体とも定期的に意見交換会を開催し、特許庁における品質管理関連施策について意見交換するとともに、出願人・代理人の問題意識の把握に努めている。

実務者レベルで定期的に意見交換を行うことにより、双方の意思疎通を円滑にすることができるとともに、庁内にはその結果を報告することにより出願人・代理人の問題意識を共有することができ、一方、庁外に対しては特許庁の施策の理解の促進につながるものと考えられる。

(3) 審判決との判断相違の確認

審判決との判断相違の確認は、商標審査の質の向上につながる情報が得られることから、産業分野の範囲を特定することなく、全分野について実施する。具体的には、審査の段階で行った拒絶査定に対して、拒絶査定不服審判の請求が行われ、審判の段階で拒絶査定が覆った案件について、審判部からのフィードバック情報を元に、審査と審判における判断相違の確認を行い、例えば、相違の多い商品・役務の分野の抽出等の分析を行う。

参考資料一覧

参考資料 5-1：商標審査に関する品質ポリシー